

平成 年 第 80 号

離婚給付契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

当事者 (以下甲という) と当事者

(以下乙という) とは離婚することに合意し、離婚に際し、以下のとおり契約を締結した。

第1条 甲乙間の未成年の子 (平成 年 月 日生、以下丙という) の親権者・監護者を甲と定める。

第2条 乙は甲に対し、丙の養育費として、平成 年 1 1 月から丙が満 2 2 歳に達する日の属する年月まで 1 か月当たり金 1 0 万円宛を、毎月末日限り甲の指定する金融機関口座に振込み支払う。

なお、乙が収入を得られなくなったときや、収入が減少したとき等、乙の経済状態に変化があった場合には、毎月の支払金額につき甲乙双方が誠意をもって協議をするものとする。

この場合乙は甲に対し、収入が得られなくなったことまたは減額となったことを証明するものとする。

謄本

公証人役場

第3条 乙は甲に対し、離婚による財産分与・慰謝料として金 万円の支払義務があることを承認し、平成 年 月末日までに金 万円、平成 年 月末日までに金 万円を甲の指定する金融機関口座に振込み支払う。

第4条 甲は、乙が か月に1回程度、丙と面接することを認める。

ただし、乙は甲の承諾なしには、丙と面接しないものとする。

なお、面接の日時、場所、方法は、丙の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し、事前に協議して決める。

第5条 甲、乙は、離婚に伴う財産上の問題は、本契約により全て解決したことを確認し、他に何らの債権、債務がないことを確認した。

第6条 乙は、本契約に基づく金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

以上

本 旨 外 要 件

県 市

公 証 人 役 場

主婦

当事者(甲)

昭和 年 月生

上記者は運転免許証の提出により人違いでないことを証明させた。

県 市

会社員

当事者(乙)

昭和 年 月生

上記者は運転免許証の提出により人違いでないことを証明させた。

この証書は平成 年 月 日本職役場において作成し列席者に閲覧させたところ各自これを承認し本職とともに次に署名押印する。

県 市 町 丁目 番号

地方法務局所属

公証人

印

印

公証人役場

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

印

この謄本は平成 年 月 日本職役場にて原本に
基づき作成したものである。

県 市 町 丁目 番 号

地 方 法 務 局 所 属

公 証 人

印

公 証 人 役 場